

## 令和3年第3回定例会

# 富良野市議会会議録

令和3年9月7日（火曜日）午前10時00分開会

### ◎議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指定  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 所管事項に関する委員会報告  
調査第1号 生涯学習センターについて  
調査第2号 民生委員児童委員の活動の現状と課題について  
調査第3号 観光における富良野の魅力発信について  
日程第 4 監査委員報告（例月出納検査結果報告 令和2年度5月分、令和3年度5月分～7月分）  
日程第 5 令和2年度富良野市教育行政評価報告  
日程第 6 議案第15号 富良野市公平委員会委員の選任について  
日程第 7 報告第1号 令和2年度健全化判断比率について  
報告第2号 令和2年度資金不足比率について  
日程第 8 報告第3号 株式会社富良野振興公社の経営状況について  
報告第4号 株式会社ふらの農産公社の経営状況について  
報告第5号 一般社団法人富良野市農業担い手育成機構の経営状況について  
報告第6号 株式会社空知川ゴルフ公社の経営状況について  
日程第 9 議案第14号 富良野市表彰条例に基づく表彰について  
日程第 10 認定第1号 令和2年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第2号 令和2年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第3号 令和2年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第4号 令和2年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第5号 令和2年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第6号 令和2年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第7号 令和2年度富良野市水道事業会計決算の認定について  
認定第8号 令和2年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について  
日程第 11 議案第1号～第13号（提案説明）

### ◎出席議員（18名）

議長	18番	黒岩岳雄君	副議長	13番	今利一君
	1番	宮田均君		2番	渋谷正文君
	3番	大西三奈子君		4番	松下寿美枝君
	5番	大栗民江君		6番	関野常勝君
	7番	石上孝雄君		8番	水間健太君

9番 小林 裕幸 君  
11番 本間 敏行 君  
14番 宇治 則幸 君  
16番 天日 公子 君

10番 家入 茂君  
12番 佐藤 秀靖 君  
15番 日里 雅至 君  
17番 後藤 英知夫 君

---

◎欠席議員（0名）

---

◎説明員

市長	北 猛 俊 君	副市長	石 井 隆 君
総務部長	稲 葉 武 則 君	スマートシティ戦略室長	西 野 成 紀 君
市民生活部長	山 下 俊 明 君	保健福祉部長	柿 本 敦 史 君
経済部長 兼ぶどう果樹研究所長	川 上 勝 義 君	建設水道部長	小 野 豊 君
看護専門学校長	澤 田 貴 美 子 君	総務課長	上 田 博 幸 君
財政課長	藤 野 秀 光 君	企画振興課長	関 澤 博 行 君
教育委員会教育長	近 内 栄 一 君	教育委員会教育部長	亀 渕 雅 彦 君
監査委員	鎌 田 忠 男 君	監査委員事務局長	佐 藤 克 久 君
公平委員会事務局長	佐 藤 克 久 君		

---

◎事務局出席職員

事務局長	井 口 聡 君	書記	大 津 諭 君
書記	向 山 孝 行 君	書記	鷺 見 悠 太 君

午前10時00分 開会  
(出席議員数18名)

## 開 会 宣 告

○議長(黒岩岳雄君) これより、本日をもって招集されました令和3年第3回富良野市議会定例会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止のため、会議中のマスクの着用を許可いたします。

## 開 議 宣 告

○議長(黒岩岳雄君) 直ちに、本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指定

○議長(黒岩岳雄君) 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、

大 栗 民 江 君  
本 間 敏 行 君  
関 野 常 勝 君  
家 入 茂 君  
石 上 孝 雄 君  
小 林 裕 幸 君  
水 間 健 太 君  
後 藤 英 知 夫 君

以上8名の諸君を御指定いたします。

なお、本日の署名議員には、

大 栗 民 江 君  
本 間 敏 行 君

を御指名申し上げます。

## 諸 般 の 報 告

○議長(黒岩岳雄君) 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長井口聡君。

○事務局長(井口聡君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号より議案第14号、認定第1号より認定第8号及び報告第1号より報告第6号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。議案第15号につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、議会、監査委員及び教育長より提出の事件につ

きましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議長にそれぞれ提出がございました。

次に、市長より行政報告の申し出があり、その概要につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、議長の閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日御配付のとおりでございます。慣例によりまして、朗読は省略させていただきます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

### 日程第2 会期の決定

○議長(黒岩岳雄君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長石上孝雄君。

○議会運営委員長(石上孝雄君) -登壇-

おはようございます。

議会運営委員会より、8月31日に告示されました令和3年第3回定例会が本日開会されるに当たり、9月2日に議会運営委員会を開催いたしましたので、審議した結果について報告いたします。

本定例会に提出されました事件数は、37件でございます。

うち、議会側提出事件は8件で、内訳は、事務調査報告3件、教育行政評価報告1件、例月出納検査結果報告4件でございます。

市長よりの提出事件は29件で、その内訳は、予算3件、条例7件、人事1件、認定8件、報告6件、その他4件でございます。

事件外といたしまして、市長の行政報告、議長報告がございました。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議第1日目の本日は、事件外といたしまして、市長の行政報告を受け、所管事項に関する委員会報告、監査委員報告、教育行政評価報告を受け、議案第15号の審議を願います。その後、報告第1号から報告第6号までの報告を受け、議案第14号の審議を願います。次に、認定第1号から認定第8号までの令和2年度各会計決算認定については、本委員会において、議長及び議会選出監査委員を除く議員16名による決算審査特別委員会を設置し、閉会中審査を願うことで申し合わせております。その後、議案第1号から議案第13号までの提案説明を受け、本日の日程を終了いたします。

9月8日から10日までは議案調査のため、11日、12日は休日のため、13日は議案調査のため、それぞれ休会といたします。

本会議第2日目の9月14日、第3日目の9月15日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

9月16日、17日は議案調査のため、18日から20日までは休日のため、21日は議案調査のため、それぞれ休会といたします。

本会議第4日目の9月22日は、議案第1号から議案第13号までの審議を願います。

最後に、追加議案のある場合は、順次、審議を願い、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営について申し上げます。

請願、意見案等の提出期限については、9月14日の日程終了時までとすることで申し合わせをしております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、傍聴される市民の皆様には、できるだけインターネット中継の御利用をお願い申し上げます。

このほか、第2回定例会に引き続き、議場に入る議員、説明員の検温を行うことを初め、議題や質問に関係しない説明員の出席を求めないこと、一般質問における議員の着席位置を変更し、質問席を設けて質問を行うこと、議場内の換気のため、送風機等を使用すること、マスクの着用をすることで申し合わせをしております。

以上、令和3年第3回定例会の会期は、本日9月7日から22日までの16日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

以上、申し上げますとおり、議員、理事者及び説明員各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会より報告のとおり本定例会を運営し、会期は9月7日から9月22日までの16日間とし、うち8日から10日まで、13日、16日、17日、21日は議案調査のため、11日、12日、18日から20日までは休日のため、それぞれ休会にいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から16日間と決定いたしました。

---

## 行 政 報 告

---

○議長（黒岩岳雄君） この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

おはようございます。

議長の許可をいただき、行政報告をいたします。

1、北海道文教大学との包括連携協定の締結について。

6月28日、富良野市、富良野商工会議所、ふらの観光協会と北海道文教大学は、人材育成や教育・研究、地域の活性化、観光振興などの各分野において相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的に、包括連携協定を締結いたしました。

今後、市内での学生のフィールドワークの実施や地域課題の解決に向けた共同研究などを通じて、人的交流、知的資源の相互活用に向けて取り組みを進めてまいります。

2、JR根室線富良野―新得間について。

7月6日に開催された根室本線対策協議会総会において、JR北海道より、根室線富良野―新得間について、鉄道の存続を含め、今後のあり方の協議を進めたいとの申し入れを受け、根室本線対策協議会として協議を始めしていくことが総会の場で確認されました。

平成28年に、JR北海道が、富良野―新得間を単独で維持することは困難であり、他の交通機関への転換が適しているとの判断を表明して以来、根室本線対策協議会として、災害で不通となっている東鹿越―新得間の復旧、滝川―新得間の鉄道存続を求め、要望活動を行ってきたところでありますが、JR北海道の経営環境や、国が赤線区へ支援しないことを昨年12月に示したことから、鉄道存続を含めた線区のあり方の協議に入らざるを得ないと判断したものです。

あわせて、総会において、今後のJR北海道との協議は、北海道と富良野―新得間沿線自治体の南富良野町、占冠村、新得町、富良野市の4市町村で行うこととし、協議内容については根室本線対策協議会に報告することを確認しております。

なお、協議に当たっては、費用負担、生活面、観光面、物流面も含めた鉄道の可能性と新たな交通体系を検討しながら、持続可能な地域公共交通を確立していく観点で進めてまいります。

3、北海道大学、日本オラクル株式会社との産官学共同プロジェクトについて。

8月11日、北海道大学、日本オラクル株式会社と富良野市は、デジタル技術を活用して地域課題を解決し、スマートシティ推進に向けた施策を検討することを目的に、産官学共同プロジェクトを発足しました。

今後、ワインの販売実績や資源ごみ回収率に関するデータ分析、現地フィールドワークやワークショップを実施し、ワインの販売促進やカーボンニュートラル実現に向けた施策の検討を進めてまいります。

4、ふらのワインぶどう祭りについて。

今年度のふらのワインぶどう祭りは、例年のように飲

食を伴うイベントとして開催することは困難と判断し、ワインの販売を中心に、9月4日、5日の2日間の日程で開催を予定しておりました。

この間、北海道に適用しているまん延防止等重点措置が9月12日まで延長され、8月27日には緊急事態宣言に切りかわったことから、開催を10月10日に延期することにいたしました。

今後、運営委員会での協議内容を踏まえ、具体的な企画を検討してまいります。物販だけでなく、まちなかへの回遊、地元農産物のPRなど、多くの方に楽しんでいただけるよう準備を進めてまいります。

#### 5、宿泊誘客推進事業、ふらの割について。

コロナ禍における宿泊客の回復を目的とした宿泊誘客推進事業、ふらの割について、前年度の予算を繰り越しし、7月、8月の夏のふらの割として行ってまいりましたが、北海道に適用されたまん延防止等重点措置により、8月中旬をもって受け付けを打ち切ることになりました。

また、9月から実施の秋のふらの割につきましては、8月中旬より予約を開始しておりましたが、まん延防止等重点措置の適用を受け、9月12日までの予約を停止しているところであります。

以上です。

**○議長（黒岩岳雄君）** 以上で、市長の行政報告を終わります。

---

### 日程第3 所管事項に関する委員会報告

---

**○議長（黒岩岳雄君）** 日程第3、前会より継続調査の所管事項に関する委員会報告を議題といたします。

本件について、順次、委員長長の報告を求めます。

初めに、調査第1号、生涯学習センターについて。

総務文教委員長宇治則幸君。

**○総務文教委員長（宇治則幸君）** -登壇-

総務文教委員会より、令和3年第2回定例会で許可を得た調査第1号、生涯学習センターについての調査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出を求め、現状と取り組みの説明を受けるとともに、現地視察を実施し、調査を進めてきました。

生涯学習センター施設は、市民の生涯にわたる学習活動に寄与するとともに、市民の教育、学術及び文化の向上を図ることを目的として設置されており、施設全体の法的な分類としては公民館、社会教育法による施設であります。

生涯学習センターの柱は、大きく、博物館としての活動、文化財保護の活動、公民館機能として市民の学びの活動拠点の三つがあります。

本委員会では、特に、博物館機能、周知PR、施設の維持管理について議論を進めてきました。

博物館の展示方法については、動画、音声による解説や、一部の展示で導入されているAR表示などの手法、時代別展示やストーリー性を持った手法の充実化を含め、より理解しやすい、イメージしやすい内容となるよう期待するところであります。常設展のみで行われている多言語化案内についても、今後は森の教室を含めた拡充も望ましくあります。

来館者のニーズを捉え、充実させるためにも、現在行われている各地の博物館との情報交換において幅広く協力関係を継続し、今後もさらに強化していく必要があると感じました。

市民ボランティアガイド対応の検討を含めた日曜日や休日の案内体制の充実とその周知も必要と考えるところであります。

森林学習プログラムを初めとした各種フィールドワークや自然環境保全活動においても教育連携として生きた教科書となることから、学芸員を中心とし、今後もサポーターなどの協力も得た中で運営できる体制も課題の一つであり、あわせて、ボランティアやサポーターを育てるための仕組みとしての研修機能の充実も図っていただきたいと感じました。

次に、周知PRについてであります。

現在は、インターネットを活用した情報の提供を行っていることを確認しましたが、ホームページでの情報も、施設紹介など一部未完成の部分も見られました。今後も、それらの充実化と、さまざまな年代やニーズに合わせ、媒体の特性を生かした発信方法の工夫として市のホームページ、公式フェイスブック等でのシェアや拡散なども進めていただきたいと思います。

そして、インターネット戦略とは別に、地域団体と連携し、さまざまな施設において博物館の案内パンフレット、ポスター等を掲示し、広く情報提供の継続に努めていくことと、掲示物やパンフレットについては興味、関心を引くようなデザイン面での工夫も重要と考えます。また、看板を含めたサインや、特別展開催時には懸垂幕などの目に触れるような工夫も十分効果的と考えられます。加えて、リピーターの確保の一つとして、過去の来館者への案内の強化や、ニーズ把握を行うことで、より再来訪や来館者の満足度の向上へつながるものと考えます。

これらのことから、現在あるさまざまな媒体を活用し、連携させることによる情報発信の強化が利用者増につながることを期待します。

最後に、施設の維持管理についてであります。

現地調査から、生涯学習センターが積極的に多くの事業を実施し、さまざまな学習活動支援が行われているこ

とを委員全員が確認したところであり、施設は古いものの、全体的によく整理されており、管理が行き届いているという印象を受けました。一方で、施設の雨漏りに対する必要な修繕とともに、多目的アリーナの人工芝については、屋内体育施設として天候にかかわらず使用できることから、利用者も多く、更新が望まれるものであります。

本委員会としては、このような生涯学習センターの取り組みが地域づくりやまちづくりにも生かすことのできる本市の貴重な財産であると捉え、社会教育や観光など多方面での広がりを通じて市内外の方へ富良野の歴史や文化を知るきっかけをつくることの周知と、今後は、収蔵品の適切な保管環境づくりも含めて、長期的なビジョンの中で、公民館機能を含めた来館者のニーズの変化を捉え、計画的に、また必要に応じた施設修繕に努めるとともに、ふるさと納税やクラウドファンディングなどの新たな財源確保の検討も進めていただきたいと思います。

今後も、文化を高め、それを継承していく役割を担う大切な施設として市民に還元できるよう、学びの場としての生涯学習センターのさらなる充実を期待するものであります。

全文につきましては、お手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページをごらんください。

以上、申し上げまして、総務文教委員会からの報告といたします。

**○議長（黒岩岳雄君）** ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（黒岩岳雄君）** ないようですので、以上で総務文教委員会の報告を終わります。

次に、調査第2号、民生委員児童委員の活動の現状と課題について。

市民福祉委員長佐藤秀靖君。

**○市民福祉委員長（佐藤秀靖君）** -登壇-

市民福祉委員会から、令和3年第2回定例会で許可を得た調査第2号、民生委員児童委員の活動の現状と課題についての調査の経過と結果を報告します。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、富良野市が取り組む民生委員児童委員の活動の現状を把握し、課題と対策について調査を進めてきました。

民生委員は、昭和23年に制定された民生委員法で、非常勤の地方公務員として厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもって住民の相談に応じ、必要な援助を行うことで社会福祉の増進に貢献されており、任期は3年となっています。また、児童福祉法により、児童委員を兼ねるとされており、子供の見守りなど今日的な問題等に関する相談対応等の職務も行い、地域福祉の重要な担い手として地域を支えています。

本市の民生委員児童委員は、53地区に56名が委嘱され、法の規定により、報酬等の支給はないことから、市長が社会事務嘱託員として委嘱し、その活動費や民生委員児童委員協議会に対して活動費を助成しています。

社会環境の変化や生活環境の変化により、民生委員児童委員の相談案件は複雑多岐にわたり、令和2年度の活動日数は委員1人当たり121日に上り、その役割はますます重要になってくるものと思われませんが、高齢化やなり手不足などの課題を抱えています。

本委員会としては、こうした経緯と現状を把握し、本市における民生委員児童委員の活動と課題について調査、議論を進め、下記の4点について本委員会として意見の一致を見た次第です。

1、市から民生委員児童委員に対する情報提供について。

一部の委員から、市からの情報提供に関して疑義がありました。

これは、民生委員法に照らして、市と富良野市社会福祉協議会及び委員との役割や関係性の理解、認識にそごがあり、委員の活動が個人情報保護法などの制約を受けることが要因と考えられます。

毎月行われる民生委員児童委員連絡協議会の研修会等を利用した市、社協及び委員との情報の共有や委員同士の情報交換などを通じて、委員の不安や不満及び精神的負担を軽減していく必要があるため、委員の役割や関係機関との関係性の理解と、認識の確認と十分な情報共有に努められたい。

2、住民支え合いマップ作成と管理について。

住民支え合いマップの作成は、市内全地区で作成済みですが、その内容、情報量は、地区ごとに多少の差異があることが明らかとなりました。

このマップは、各地区の委員が各自の活動のツールとするために作成するものですが、高齢者や社会的弱者の見守り、災害時等には大いに役立つため、全地区での情報量の平準化と地区内での共有が望ましいと考えます。

一方で、個人情報保護法の制約を受けるため、取り扱いには注意が必要となりますが、市、社協、委員相互の創意工夫でさらなる充実を図られたい。

3、災害時における民生委員児童委員の役割について。

災害時においては、市が避難行動要支援者名簿や独居老人名簿等に基づき、避難行動要支援者と連絡をとりませんが、連絡がとれない方々に対し、委員を通じて避難状況や安否確認することになっています。

そうした中、連絡がとれない要支援者を委員が捜索し出て災害に巻き込まれる2次災害の危険も危惧されることから、災害発生時の委員の役割を明確にして、関係機関と委員の役割の認識の共有を図られたい。

4、民生委員児童委員の活動しやすい環境整備と負担

軽減について。

委員のなり手の確保が問題となる中で、委員の活動しやすい環境整備と負担軽減が求められていることから、次の事項について検討されたい。

(1) 委員活動の一定の基準を示す実務ガイドライン等の策定を検討すること。

委員の活動が複雑多岐にわたり、判然としないことから、精神的、身体的に過度な負担となる場合があるため、負担軽減や新規の委員就任時における職務内容の参考にするためにも、委員活動の一定の基準を示す実務ガイドライン等の策定を検討する必要があると考えます。

(2) 委員の活動を広く市民に周知するため、より一層の広報活動を行うこと。

第3期富良野市地域福祉計画のアンケートによると、委員の認知度は高いとは言えず、委員のモチベーション向上と市民の委員活動に対する理解を促進させるため、広報活動を充実させる必要があると考えます。

(3) 委員活動に対する活動費のあり方を十分に検討すること。

委員活動は、民生委員法で定める職務のほか、市の要請による調査やデータ作成などもあるため、市独自の裁量として活動費のあり方を社協、民児協などと協議の上、委員活動の充実に資する活動費の検討が重要と考えます。

全文につきましては、お手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページをごらんください。

以上、申し上げます、市民福祉委員会からの報告といたします。

○議長(黒岩岳雄君) ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) ないようですので、以上で市民福祉委員会の報告を終わります。

次に、調査第3号、観光における富良野の魅力発信について。

経済建設委員長小林裕幸君。

○経済建設委員長(小林裕幸君) -登壇-

経済建設委員会より、調査第3号、観光における富良野の魅力発信について、調査の経過を報告申し上げます。

本委員会では、担当部署に資料の提出と説明を求め、本市の観光における魅力発信のターゲットや発信手法の状況、関係団体との連携による情報発信の体系などについて調査を進めてまいりました。

本市の魅力が発信され、注目を浴びたのは、「北の国から」を初め、「優しい時間」「風のガーデン」などテレビドラマによるものであり、当時はテレビやラジオが発信媒体として大きく、これらを用いたコマーシャルのためには多額の費用を投じなければ発信できない時代に、テレビドラマにより費用をかけずに魅力を発信できてい

たものと考えるところです。

近年は、スマートフォンなどの普及や各種SNSのサービス提供により、映像や音声、写真を公開することが多くの人々が簡単かつ気軽に、かつ低廉な費用でできることから、現在の魅力発信においてはネット回線、スマートフォン、SNSは欠かせないツールとなってきております。また、これらのツールは旅行の手配などでもできるため、旅行代理店から個人で手配する旅行の比率が高まっているなど、魅力発信における社会情勢が変化してきております。

本市では、観光の魅力発信の対象として、20歳代以下の世代に対して重点を置いております。これらの世代は、物心ついたときからネット環境やスマートフォンになれ親しんでおり、いわゆるデジタルネイティブ世代と言われ、本やテレビを見るより動画共有サイトを閲覧することが多く、これらの世代に対するPR手法が課題とされております。

これまでの観光客を大事にしつつ、新たな需要先とされるデジタルネイティブ世代は本市がロケ地となったテレビドラマを知らないことから、本市の認知度を上げるために、どのように本市を印象づけ、旅行先として選んでいただけるかを重視しております。

デジタルネイティブ世代を重視する一方、日本全国観光地化が進んでいる中、他市町村との差別化も大きな課題であり、スマートフォンや各種SNSを用いた発信は、本市に限らず他市町村においても発信することが容易であることから、本市の魅力が埋没することがないよう、発信する主体や発信する内容、コンテンツも課題とされている説明がされ、これらの状況を踏まえ、魅力発信の状況及び細部について説明を受けてきました。

初めに、各団体と連携した魅力発信とプロモーションについては、対象とするエリアごとに団体が組織されており、団体の目的に沿った役割分担を踏まえた上で魅力発信に取り組んでいるところです。

市内における行政の役割として、ビジョンや計画の策定を行い、また、ふらの観光協会の役割は、コンテンツ開発、各種プロモーション実施に加え、別にスノーファンタジー推進協議会を組織し、冬季観光に特化したコンテンツ開発を担っております。

対象エリアが市外になると、富良野美瑛広域観光推進協議会では、富良野・美瑛エリアのブランディング、プロモーション、マーケティング、富良野美瑛広域圏のビジョンや計画を持っており、協議会へ参画しているふらの観光協会は、富良野・美瑛エリアの地域連携DMOとして、事業や補助金の受け皿として、さきの市内における業務に加え、各種の業務を担っております。

また、旭川空港を中心とする道北圏、上川管内、宗谷管内、留萌管内、オホーツク管内北部では、あさひかわ

観光誘致宣伝協議会を組織し、観光プロモーション、大雪カムイミントラDMO、層雲峡や旭山動物園等との連携を行っております。

さらに、北海道まで対象エリアを広げると、北海道観光振興機構が北海道の広域DMO、北海道観光のプロモーション、マーケティングを行っており、加えて、北海道スキープロモーション協議会は海外向けのプロモーションを行っております。

これら国内や海外向けのほか、国全体として、日本政府観光局は海外への観光プロモーション、マーケティングを担っております。

このような各種団体の連携のほか、本市単独で魅力発信に取り組んでおり、Furano366と称して、ユーチューブ動画の投稿を平成30年から行っております。動画については、調査時点で168本の動画が投稿され、チャンネル登録者数は300人、チャンネルの総再生数は5万5,122回に達し、動画の企画立案は担当課で行われており、再生数にとらわれずニッチな層をターゲットとすることもあれば、多くの人が再生されそうなシティープロモーション的な内容まで、多様な企画内容となっております。

投稿された動画の内容は、さきに述べた企画内容のとおりに、市内の細かい情報からふらの観光親善大使を活用したもので制作されており、調査においては5本ほど視聴しました。また、個別動画の再生数は10回から1万回以上と内容や出演者による差が大きく、内容との相関関係を見出すまでには至りませんでした。見る人の感性に響き、本市に来訪するきっかけづくりとなる内容とされているという意見が出されております。

また、海外向けの魅力発信として、ウィーチャットの取り組みがあります。これまで、本市におけるインバウンドのシェアが一番多い国が中国であり、中国語圏を対象に取り組んでおります。過去に中国語サイトを立ち上げていましたが、中国国内での閲覧ができないことが判明し、閲覧することが可能となるよう、ウィーチャットを運営するテンセント社との連携協定の締結により実現したものです。

具体的には、公式アカウントの開設、公式ミニプログラムの提供がされており、公式アカウントでは、月4回の記事配信、公式ミニプログラムでは、アプリケーションとして電子決済ウィーチャットペイと連携した観光や物産の情報発信、バスの時刻表検索やデジタルスタンプラリーの機能など、旅行する前から旅行した後までを包含したサービスや情報が提供されており、情報提供のうちに魅力発信を含めている取り組みが行われております。

また、国内向けとして、新型コロナウイルス感染症対策として取り組んできたウェブキャンペーンにおいて、FuranOSと称する顧客データ管理システムを構築、活用した魅力発信が行われております。昨年度のウェブキャン

ペーンで顧客データを収集、登録された件数はおよそ1万8,000件にも達し、リピーターとして再び訪れていただくための情報発信や商品のセールスに活用しております。

ふらの割の案内やふらのワイン家飲み応援キャンペーンの案内が画像付きのメールで行われており、開封率はプロモーションメールとしては比較的高く、本年度のウェブキャンペーンの申し込みなどにつながっているものと担当課では分析しており、今後においては、情報発信を観光やセールスに限定せず、多様な情報を発信するために、画像や動画の蓄積が必要であると認識されているところです。

さらに、ウェブキャンペーンにおいては、FuranOSの顧客データを活用したアプローチコンテンツとしてFuranoteふらの旅ノートと称し、本市の情報を顧客と地元でつくり上げる仕組みの運用に取り組んでおります。

これは、20歳代以下のユーザー数が多いSNSであるインスタグラムを活用したもので、観光客などが富良野の写真を投稿する際に、ハッシュタグとして「#furanote」「#furano」「#富良野」などをつけることにより、投稿を拡散するSNSの特性を利用し、調査・マーケティング情報として共有することに取り組まれているほか、FuranOSには、Furanoteふらの旅ノートへ投稿する機能が実装、運用されており、観光客、地元が投稿された画像を共有し、また、コメント機能を用いた情報発信によりリピーター確保に努めているところであります。

本委員会では、これらの調査により意見交換を行ったところ、多くの意見交換の経過を踏まえ、次の4点について委員会において意見の一致を見ました。

ウェブキャンペーンについては、民間と行政との役割分担により、魅力の発信になっていると感じられる。コロナ禍の中、発信が成果につながりにくい時期ではあるものの、コロナ禍の影響が長引いている現状においては、より魅力的なコンテンツづくりに向けた検討を進められたい。

日本全国観光地化された他の観光地との差別化を図るため、本市は、オールシーズンで楽しむことができる観光地として、夏、冬はもちろんのこと、文化、イベント、五官を刺激する自然環境などの発信により、強い興味を抱くことのできる魅力発信に努められたい。

本市の消費世代として重視している20歳代以下の世代以外に、滞在中の消費額が多いと期待される中高年層への発信については、これまでの魅力発信を継続し、さらに、市民からの魅力発信を促す方策についても検討されたい。

観光においては、富良野に来てよかったと思えるおもてなし、人と人とのつながりが大切と考えます。これらの魅力を含め、行政、関係団体との連携や民間活力により、それぞれの強みや特性を生かした本市の魅力発信に



さらに努力していただきたい。

なお、本報告書の全文については、お手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページをごらんください。

以上、申し上げまして、経済建設委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で経済建設委員会の報告を終わります。

以上で、所管事項に関する委員会報告を終了いたします。

---

#### 日程第4 監査委員報告

---

○議長（黒岩岳雄君） 日程第4、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、令和2年度5月分の1件及び令和3年度5月分から7月分の3件であります。

本報告4件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

---

#### 日程第5 令和2年度富良野市教育行政評価報告

---

○議長（黒岩岳雄君） 日程第5、令和2年度富良野市教育行政評価報告を議題といたします。

本報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

---

#### 日程第6

##### 議案第15号 富良野市公平委員会委員の選任について

---

○議長（黒岩岳雄君） 日程第6、議案第15号、富良野市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

議案第15号、富良野市公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

富良野市公平委員会委員の中島英明氏は、令和3年10月11日をもって任期満了となりますので、引き続き中島英明氏を富良野市公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同

意を求めるものでございます。

なお、中島英明氏の経歴につきましては、別紙経歴書のとおりでございますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件選任について、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、選任に同意することに決しました。

---

#### 日程第7

##### 報告第1号 令和2年度健全化判断比率について

##### 報告第2号 令和2年度資金不足比率について

---

○議長（黒岩岳雄君） 日程第7、報告第1号及び報告第2号、以上2件を一括して議題といたします。

本件2件について、順次、説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

おはようございます。

報告第1号、令和2年度健全化判断比率について御報告申し上げます。

令和2年度の富良野市の健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見書を添付し、別紙のとおり報告申し上げます。

報告第2号、令和2年度資金不足比率について御報告申し上げます。

令和2年度の富良野市の資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見書を添付し、別紙のとおり報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件2件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件2件の報告を終わります。

## ついて

### 日程第8

報告第3号 株式会社富良野振興公社の経営状況について

報告第4号 株式会社ふらの農産公社の経営状況について

報告第5号 一般財団法人富良野市農業担い手育成機構の経営状況について

報告第6号 株式会社空知川ゴルフ公社の経営状況について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第8、報告第3号から報告第6号まで、以上4件を一括して議題といたします。

本件4件について、順次、説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

報告第3号、株式会社富良野振興公社の経営状況について御報告申し上げます。

株式会社富良野振興公社の令和2年度の決算状況及び令和3年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり御報告申し上げます。

次に、報告第4号、株式会社ふらの農産公社の経営状況について御報告申し上げます。

株式会社ふらの農産公社の令和2年度の決算状況及び令和3年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり御報告申し上げます。

次に、報告第5号、一般財団法人富良野市農業担い手育成機構の経営状況について御報告申し上げます。

一般財団法人富良野市農業担い手育成機構の令和2年度の決算状況及び令和3年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり御報告申し上げます。

次に、報告第6号、株式会社空知川ゴルフ公社の経営状況について御報告申し上げます。

株式会社空知川ゴルフ公社の令和2年度の決算状況及び令和3年度の事業計画につきまして、別冊のとおり御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件4件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件4件の報告を終わります。

### 日程第9

議案第14号 富良野市表彰条例に基づく表彰に

○議長（黒岩岳雄君） 日程第9、議案第14号、富良野市表彰条例に基づく表彰についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

議案第14号、富良野市表彰条例に基づく表彰について御説明申し上げます。

本件は、富良野市表彰条例に基づき、来る11月3日、文化の日に、5名の方々の功労につきまして表彰いたしたく、同条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めらるものでございます。

以下、その功績について御説明いたします。

まず、条例第3条第1号、自治の向上に功績顕著な方として、統計調査員を通算22年間の長きにわたり務められ、本市の行政推進に御尽力されました近田行雄氏でございます。

次に、同じく、統計調査員を通算21年間の長きにわたり務められ、本市の行政推進に御尽力されました小野寺尚武氏でございます。

次に、条例第3条第1号、自治の向上に功績顕著な方として、富良野市交通安全指導員を通算30年間の長きにわたり務められ、本市の交通安全の推進に御尽力されました山田勲氏でございます。

次に、同じく、富良野市交通安全指導員を通算26年間の長きにわたり務められ、本市の交通安全の推進に御尽力されました野原武氏でございます。

次に、条例第3条第1号、自治の向上に功績顕著な方として、富良野市都市計画審議会委員を通算20年間の長きにわたり務められ、本市の行政推進に御尽力されました藤田恵士氏でございます。

なお、功績の概要などの詳細につきましては、関係資料を配付しておりますので、御参照願いたいと存じます。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件表彰について、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。  
よって、本件は、表彰に同意することに決しました。  
ここで、10分間休憩いたします。

---

午前11時02分 休憩  
午前11時09分 開議

---

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
休憩前の議事を続行いたします。

---

日程第10

認定第1号 令和2年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第2号 令和2年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第3号 令和2年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第4号 令和2年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第5号 令和2年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第6号 令和2年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第7号 令和2年度富良野市水道事業会計決算の認定について  
認定第8号 令和2年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について

---

○議長（黒岩岳雄君） 日程第10、認定第1号から認定第8号まで、以上8件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

認定第1号、令和2年度富良野市一般会計歳入歳出決算、認定第2号、令和2年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号、令和2年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定第4号、令和2年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第5号、令和2年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算及び認定第6号、令和2年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和2年度各会計歳入歳出決算について認定を受けようとするものでございます。

決算及び決算説明書には、監査委員の意見書を添付し、別冊のとおり提出した次第でございます。

内容の説明につきましては省略させていただきますが、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

認定第7号、令和2年度富良野市水道事業会計決算及び認定第8号、令和2年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和2年度富良野市水道事業会計及び富良野市ワイン事業会計決算について認定を受けようとするものでございます。

決算及び決算説明書には、監査委員の意見書を添付し、別冊のとおり提出した次第でございます。

内容の説明につきましては省略させていただきますが、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） お諮りいたします。

本件8件は、さきの議会運営委員長より報告のとおり、精査を要しますので、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中継続審査といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。  
ただいまお諮りいたしました決算審査特別委員会委員

につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、

宮田 均 君  
渋谷 正文 君  
大西 三奈子 君  
松下 寿美枝 君  
大栗 民江 君  
関野 常勝 君  
石上 孝雄 君  
水間 健太 君  
小林 裕幸 君  
家入 茂 君  
本間 敏行 君  
佐藤 秀靖 君  
今 利一 君  
宇治 則幸 君  
日里 雅至 君  
後藤 英知夫 君

以上16名の諸君を御指名いたしたいと思っております。

お諮りいたします。

ただいまの指名に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

なお、本会議終了後、直ちに決算審査特別委員会をこ

の場において開催いたします。

---

日程第11

議案第1号から議案第13号（提案説明）

---

○議長（黒岩岳雄君） 日程第11、議案第1号から議案第13号、以上13件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

議案第1号、令和3年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第6号は、歳入歳出それぞれ5億5,454万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を183億4,957万1,000円にしようとするものと、繰越明許費1件、債務負担行為の補正で追加2件、地方債の補正で追加1件、変更3件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

22ページ、23ページでございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、女性のための起業セミナーを開催する男女共同参画推進事業費の講師謝礼金、ふるさと納税推進強化を図るふるさと納税推進事業費の手数料、ふるさと納税支援業務委託料、ふるさと納税返礼品発送業務委託料、富良野消防署山部出張所水槽つき消防ポンプ自動車更新に係る富良野広域連合負担金、庁舎建設を目的とした寄附金を積み立てる庁舎等施設整備基金積立金、ワーケーションに係る講演会、共創ワークショップを開催する関係人口創出事業費の講師謝礼金、文具・消耗器材及び印刷代、手数料、森林を市有林として保全管理するための市有林管理費の土地購入費、高齢者のコミュニティに係るICT利活用実証事業とICTによるオンデマンド交通に要するICT利活用推進事業費の文具・消耗器材及び印刷代、通信運搬費、手数料、AIオンデマンド交通導入委託料、文化会館維持管理費の公共施設予約サービス導入委託料、富良野市文化芸術振興条例検討委員会開催に係る経費と富良野市記念誌等作成事業補助金を活用する芸術文化事業費の委員報酬、委員費用弁償及び旅費、富良野文化協会創立70周年記念誌発行補助金、富良野演劇工場の舞台装置のロープ更新による演劇工場運営管理費の演劇工場吊物機構改修工事費の追加、事業費確定による東京2020オリンピック聖火リレー富良野実行委員会交付金、体育施設管理費のスポーツセンター非常用発電機改修工事費及び器具購入費の減額で、8,243万円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、人件費の調整による国民健康保険特別会計繰出金、国及び道費過年度精算

に伴う介護保険特別会計繰出金、市内介護施設での簡易陰圧装置に対する介護サービス提供基盤等整備事業費交付金、排煙オペレーターの修繕に係るふれあいセンター運営管理費の施設修繕料の追加、2項児童福祉費で、障害児通所給付事業費の過年度分精算による障害児施設措置費国庫負担金精算返還金、障害児施設措置費道費負担金精算返還金、民間保育施設整備に対する富良野市保育所等整備補助金、待機児童解消に対応する経費及び保育対策総合支援事業を活用して、虹いろ保育所のICT化を図る認定保育所運営費の会計年度任用職員報酬、各種手当（会計年度任用職員）、通信運搬費、保育ICTシステム環境構築委託料、プログラム使用料、器具購入費の追加、9,050万8,000円の追加でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、接種率向上に伴う新型コロナウイルスワクチン接種事業費の新型コロナウイルスワクチン接種委託料、市民要望に対応する地球温暖化防止対策事業費の再生可能エネルギー導入促進事業補助金、コロナ禍により行えない看護実習を学内学習とするための学校運営経費の図書費の追加、報償金の減額、2項清掃費で、機械設備のふぐあいを解消するリサイクルセンター運営管理経費の固形燃料化施設改修工事費の追加、事業費確定によるごみ収集経費の（債）一般廃棄物収集運搬業務委託料の減額で、1,378万4,000円の追加でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、農業次世代人材投資事業費のサポートチームメンバーに農業経営、地域生活等に関する相談担当を加える報償金、農業用ハウス強靱化緊急対策事業費の過年度分精算による農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金精算返還金、災害に備え、ハウスの補強、防風ネットの設置、倒壊を防ぐ融雪装置など、災害に強い産地形成のための園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金、東郷ダム管理施設整備に要する基幹水利施設管理事業費の基幹水利施設整備工事費、事業執行による道営農業生産基盤整備事業費の東山地区農地整備事業負担金、老節布地区農地整備事業負担金、大沼地区農地整備事業負担金、ハイランドふらのの施設修繕を行う農村環境改善センター運営管理費の施設修繕料の追加、事業費確定による農業次世代人材投資資金、事業組みかえによる基幹水利施設管理事業費の基幹水利施設管理委託料、事業執行による道営農業生産基盤整備事業費の扇山南地区経営体育成基盤整備事業負担金、扇山北地区経営体育成基盤整備事業負担金の減額、2項林業費で、保育間伐面積の増による森林環境譲与税事業費の私有林等整備事業補助金、事故災害補償の有害鳥獣駆除対策経費の療養補償費の追加、差し引きいたしまして142万4,000円の減額でございます。

7款商工費は、1項商工費で、コロナ禍における市内経済対策として、事業者の事業継続を支援する新型コロ

ナウイルス対策経営支援事業費の器具借上料、施設使用料、事業継続応援補助金、コロナ禍における冬季観光対策として、富良野観光ウェブキャンペーン実行委員会交付金、ふるさと納税による観光コンテンツとして、アニメコンテンツ活用誘客促進事業費のアニメ制作委託料、コロナ禍の宿泊推進対策として、新型コロナウイルス対策観光振興事業費の宿泊誘客推進事業補助金、ふらつこの施設を修繕する中心街活性化センター運営管理費の施設修繕料の追加、事業推進財源変更による富良野・美瑛キャンペーン推進事業費の富良野・美瑛広域観光推進協議会負担金の減額で、3億4,903万7,000円の追加でございます。

8款土木費は、1項土木管理費で、除排雪及び道路維持車両の確保による土木機械整備事業費の車両購入費の追加、2項道路橋梁費で、市道橋危険箇所の対応を行う橋梁維持費の一般橋梁補修工事費、事業推進のための市道橋長寿命化事業費の設計測量調査委託料、市道橋長寿命化修繕工事費の追加、道路新設改良費の南3丁目2道路改良舗装事業費の財源振替、4項都市計画費で、東雲通道路改良舗装事業費の用地確定に伴う設計測量調査委託料、事業推進のための公園施設長寿命化事業費の設計測量調査委託料の追加、事業執行による東雲通道路改良舗装事業費の支障物件移転補償費、公園施設長寿命化事業費の公園施設長寿命化改修工事費の減額、5項住宅費で、住宅解体事業に要するアスベスト調査分析委託料の追加、1,776万円の追加でございます。

9款教育費は、2項小学校費で、樹海義務教育学校及び富良野小学校の改修整備に伴う低濃度PCB廃棄物に要する小学校管理費の廃棄物処理委託料、廃棄物運搬委託料、ICT教育の環境整備に伴う通信運搬費、ネットワーク環境改修委託料の追加、3項中学校費で、ICT教育の環境整備に伴う中学校管理費の通信運搬費、ネットワーク環境改修委託料の追加、155万3,000円の追加でございます。

10款公債費は、1項公債費で、令和2年度市債の償還及び過年度の市債の利率見直しに伴い、地方債償還元金の追加、地方債償還利子の減額、90万1,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、14ページ、15ページでございます。

1款市税は、2項固定資産税で、家屋、償却資産の減額、7項都市計画税で、家屋の減額、3,150万円の減額でございます。

12款地方交付税は、1項地方交付税で、普通交付税1億5,032万円（17ページで訂正）の追加でございます。

14款分担金及び負担金は、1項負担金で、道営農業生産基盤整備事業負担金370万6,000円の追加でございます。

16款国庫支出金は、1項国庫負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の追加、2項国庫補助金で、地域公共交通確保維持改善事業補助金、保育所等整備交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加、1億2,977万3,000円の追加でございます。

17款道支出金は、2項道補助金で、保育対策総合支援事業費補助金、介護サービス提供基盤等整備事業費交付金、園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金、地域づくり総合交付金の追加、農業次世代人材投資事業補助金の減額、70万6,000円の追加でございます。

18款財産収入は、2項財産売払収入で、車両売払収入100万円の追加でございます。

19款寄附金は、1項寄附金で、ふるさと応援寄附金、総務管理費寄附金、2,157万6,000円の追加でございます。

20款繰入金は、1項基金繰入金で、財政調整基金繰入金、ふるさと応援基金繰入金、森林環境譲与税基金繰入金、2億7,598万4,000円の追加でございます。

21款繰越金は、1項繰越金で、前年度繰越金3,531万6,000円の追加でございます。

22款諸収入は、5項雑入で、地域づくりセミナー開催支援金、農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金精算返還金の追加、いきいきふるさと推進事業助成金の減額、350万8,000円の減額でございます。

23款市債は、1項市債で、消防・防災施設整備事業債、南3丁目2道路改良舗装事業債の追加、臨時財政対策債、農業生産基盤整備事業債の減額、2,882万4,000円の減額でございます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

第2条繰越明許費は、第2表繰越明許費に記載のとおり、地域振興消費拡大推進事業で、補助対象であるふらの市内共通商品券の使用及び換金期限が令和4年度に及ぶため、記載の金額を限度として翌年度に繰り越すものでございます。

第3条債務負担行為の補正は、第3表債務負担行為補正に記載のとおり、令和3年度新庁舎建設事業費、令和3年度庁内LANシステム機器更新事業費の追加2件で、記載の期間及び限度額により債務負担行為を定めるものでございます。

第4条地方債の補正は、第4表地方債補正に記載のとおり、事業対応起債の調整により消防・防災施設整備事業費の追加1件、臨時財政対策費は、発行可能額の確定に伴うもの、農業生産基盤整備事業費、南3丁目2道路改良舗装事業費は事業調整によるもので、記載のとおり限度額を変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第2号、令和3年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ347万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億6,592万4,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページの中段でございます。

1款総務費は、1項総務管理費1目一般管理費で、一般職給料、各種手当、市町村職員退職手当組合負担金、市町村職員退職手当組合事前納付金、市町村職員福祉協会負担金、市町村職員共済組合負担金の追加、2項徴税費1目賦課徴収費で、市町村職員共済組合負担金の追加、合わせまして347万9,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

5款繰入金は、1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で、職員給与費等繰入金347万9,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第3号、令和3年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ7,955万円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億7,495万円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

3款地域支援事業費は、1項介護予防・生活支援サービス事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費で、財源振替、2項一般介護予防事業費1目一般介護予防事業費で、財源振替でございます。

4款基金積立金は、1項基金積立金1目介護保険給付費準備基金積立金で、4,986万5,000円の追加でございます。

6款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金1目償還金及び還付加算金で、前年度の介護給付費国庫負担金等精算償還金2,968万5,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

4款支払基金交付金は、1項支払基金交付金1目介護給付費交付金で、442万8,000円の追加でございます。

7款繰入金は、1項他会計繰入金1目介護給付費繰入金、3目地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）、4目その他一般会計繰入金、2項基金繰入金1目介護保険給付費準備基金繰入金で追加、1項他会計繰入金2目地域支援事業繰入金（総合事業）で減額、差し引きいたしまして5,192万2,000円の追加でございます。

8款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金2,320万円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第4号、富良野市財政調整基金の処分について御説明申し上げます。

本件は、富良野市財政調整基金条例第6条の規定に基づき、令和3年度の事業費財源に充てるため、富良野市財政調整基金を処分しようとするものでございます。

その内訳は、新型コロナウイルス対策経営支援事業の財源として1億2,100万円以内、富良野観光ウェブキャンペーン実行委員会交付金の財源として3,900万円以内、新型コロナウイルス対策観光振興（17ページで訂正）事業の財源として8,000万円以内、合計2億4,000万円以内を富良野市財政調整基金から処分しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第5号、富良野市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、法の目的である過疎地域の持続的発展に資するため、固定資産税の課税の特例について定めようとするものでございます。

なお、本市におきましては、過疎地域の非該当地域となりましたが、過疎地であった特定市町村への経過措置に伴い、適用を受けるものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、条例の趣旨についての規定でございます。

第2条は、特例措置の要件及び内容についての規定で、租税特別措置法の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業の用に供する設備の取得等をした場合に、特例措置として対象設備に係る固定資産税の課税を免除するものでございます。

第3条は、特例措置の申請についての規定でございます。

第4条は、特例措置期間の途中における特別措置の承継についての規定でございます。

第5条は、特例措置を取り消すことができる場合を定めた規定でございます。

第6条は、特例措置申請者に求める報告及び実地調査についての規定でございます。

第7条は、条例施行に関し、必要とする事項の規則への委任規定でございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、令和3年4月1日から適用しようとするものでございます。また、本条例は、令和6年3月31日限りで効力を失うものでございます。

なお、失効前に取得等をした設備の固定資産税につい

ては、失効後も効力を有するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第6号、富良野市文化芸術振興条例検討委員会設置条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、富良野市における文化芸術の振興に関し、必要な事項を幅広い観点から調査、審議するため、富良野市文化芸術振興条例検討委員会を設置しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、富良野市文化芸術振興条例検討委員会の設置について、第2条は、委員会の所掌事項について、文化芸術振興条例及び文化芸術の振興について調査、審議し、その結果を答申するものでございます。第3条は、委員会の組織について、委員を市民公募、学識経験者及び市内の各種団体の推薦を受けた者としようとするものでございます。第4条は、委員の任期、第5条は、委員長及び副委員長の選出方法と役割、第6条は、委員会の会議について、第7条は、庶務担当について、第8条は、委任に関する規定でございます。

条例の施行日は、令和3年10月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第7号、富良野市公共下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理（17ページで訂正）に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、平成31年1月の総務省通知に基づき、公共下水道事業特別会計を複式簿記で計理する企業会計への移行に当たり、地方公営企業法の適用による条例の一部改正及び廃止に関して、関係条例の整理に関する条例として制定しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、富良野市部設置条例の一部改正で、上下水道事業が市長の所管組織から地方公営企業に係る組織となることから、文言を削除するものでございます。

第2条から第5条は、市長部局所管の各条例における市長について、水道事業及び下水道事業の管理者としての権限を行う市長が含まれることから、追加するものでございます。

第6条は、富良野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正で、公共下水道事業に係る手当について条文及び別表から削除するものでございます。

第7条は、富良野市特別会計設置条例の一部改正で、公共下水道事業の規定を削除するものでございます。

第8条から第11条は、条文中の市長を下水道事業の管理者の権限を行う市長に改めるとともに、市長を管理者に改め、また、地方公営企業法においては規則制定権がなくなることから、関係規則を規程に改めようとするも

のでございます。

第12条は、富良野市水道事業の設置に関する条例の一部改正で、水道事業の設置に関する条例に公共下水道事業の設置及び終末処理場の設置について追加しようとするものと、条文中の市長を下水道事業の管理者の権限を行う市長に改めるとともに、市長を管理者に改めるものでございます。

第13条は、富良野市水道事業給水条例の一部改正で、条文中の市長を管理者に、規則を規程に改めるなどの文言整理でございます。

第14条は、富良野市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正で、第12条の一部改正で削除した水道技術管理者の選任に関する規定を追加しようとするものでございます。

第15条は、富良野市簡易水道事業設置条例の一部改正で、水道事業者を市長に改めるものでございます。

第16条は、富良野市簡易水道事業給水条例の一部改正で、規則が規程に改正されることに伴う改正でございます。

第17条は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、これまで市長部局において規定されていた管理職員の手当の種類及び支給に関し、追加しようとするものでございます。

第18条は、富良野市公共下水道事業基金条例等の廃止で、地方公営企業法の適用により廃止となる富良野市公共下水道事業基金条例、水道事業の設置条例と一本化することで廃止となる富良野市公共下水道事業の設置に関する条例及び富良野終末処理場設置条例を廃止しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和4年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第8号、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、非常勤の特別職として報酬及び費用弁償を支給するその他附属機関の委員に、委員会の設置に伴い、委員を追加しようとするものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

別表の第14その他附属機関の委員の項に、文化芸術振興条例検討委員会の委員を追加しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和3年10月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第9号、富良野文化会館設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、富良野文化会館が令和4年9月に庁舎・文化



会館の複合施設へ移行し、同年10月から新たに供用を開始することとなることから、富良野文化会館設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

第2条は、移転に伴い、住所を変更するものでございます。

別表第1は、大ホール及び各室の基本使用料、暖房料の徴収区分を1時間単位とし、入場料等を徴収する場合における区分と加算率、営利目的で利用する場合における加算率を変更するとともに、富良野圏域住民以外の利用に対する加算を設定しようとするものでございます。

別表第2は、大ホールステージを練習等で使用する場合の基本使用料及び暖房料を1時間単位での徴収に変更しようとするものでございます。

別表第3は、大ホール及び各室の備品使用料を1時間単位での徴収に変更しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和4年10月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第10号、富良野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、同基準を参酌して設備や運営基準を定めております本条例を改正しようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第6条は、文言の整理でございます。

第49条は、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、または想定されるものについては、書面にかえて電磁的記録により行うことができるようにするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第11号、富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令等が公布されたことに伴い、同基準等を参酌して運営基準を定めております本条例を改正しようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第5条は、文書の交付にかえて電磁的方法により提供することができる規定を削除するものでございます。

第37条は、条例番号の追加でございます。

第38条は、第5条の改正に伴う準用規定の削除ござ

います。

第42条は、読みかえ規定の追加と文言整理でございます。

第50条は、文言の整理でございます。

第53条は、第5条に規定しておりました電磁的方法による提供に加え、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、または想定されるものについては、電磁的記録、電磁的方法により行うことができるよう、包括的な規定を追加しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第12号、富良野市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について御説明申し上げます。

本件は、令和3年3月31日に過疎地域自立促進特別措置法が失効し、令和3年4月1日より新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。本市は、過疎地域の非該当地域となりましたが、同法に基づく経過措置が適用され、令和9年度まで財政上の特別措置などを受けることができることとなったことから、同法に基づく過疎地域持続的発展市町村計画を策定しようとするもので、令和3年8月26日付で同法第8条第7項に基づく北海道との協議が調いしましたので、同法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるとでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

本計画は、同法第8条第2項に規定する事項について定め、それぞれ現況と問題点、その対策、計画などについて記載したものであります。また、計画の期間につきましては、令和3年度から令和9年度までの7年間とするもので、本市の第6次富良野市総合計画との整合性を図り、作成したものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第13号、富良野小学校校長寿命化改修工事請負契約の変更締結について御説明申し上げます。

本件は、令和3年5月11日に議会の議決を得た請負契約金額を、工事の一部設計変更により、2億6,950万円から2億6,998万4,000円に変更しようとするもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるとでございます。

変更の主な内容は、当初、教室棟の教室及び廊下の壁について、掲示クロスを撤去して下地のラワン合板を補修し、仕上げを行うこととしておりましたが、掲示クロスを撤去したところ、ラワン合板の損傷が著しいことから、下地にシナ合板を張ることとしたため、変更を行おうとするものでございます。

なお、関係資料といたしまして、工事概要と図面を配付しておりますので、御参照いただきたいと存じます。



以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。  
以上でございます。

御訂正をお願いしたいと思います。

議案第1号の歳入について、12款の地方交付税の説明の中で、普通交付税1億5,032万円の追加というところを1億5,030万2,000円と説明いたしました。正しくは、1億5,032万円でございますので、御訂正をお願いしたいと思います。

議案第4号、富良野市財政調整基金の処分についての部分でございます。新型コロナウイルス対策観光振興事業の財源として8,000万円以内というところを、新型コロナウイルス対策観光推進事業の財源として8,000万円以内と説明いたしました。正しくは、新型コロナウイルス対策観光振興事業の財源ということになりますので、御訂正をお願いしたいと思います。

もう一点でございます。議案第7号、富良野市公共下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例でございます。この条例の名称を地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の管理に関する条例の制定と御説明いたしました。正しくは、全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例でございますので、合わせて3点について御訂正をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本件13件の提案説明を終わります。

---

## 散 会 宣 告

---

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

8日から10日まで及び13日は議案調査のため、11日及び12日は休日のため、それぞれ休会であります。

14日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時53分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 3年 9月 7日

議 長 黒 岩 岳 雄

署名議員 大 栗 民 江

署名議員 本 間 敏 行